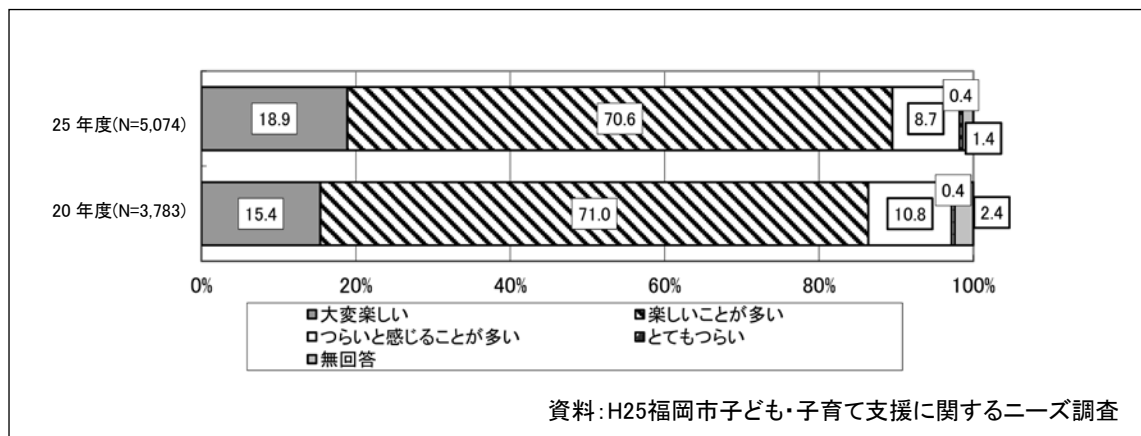


(3) 子育てに関する状況

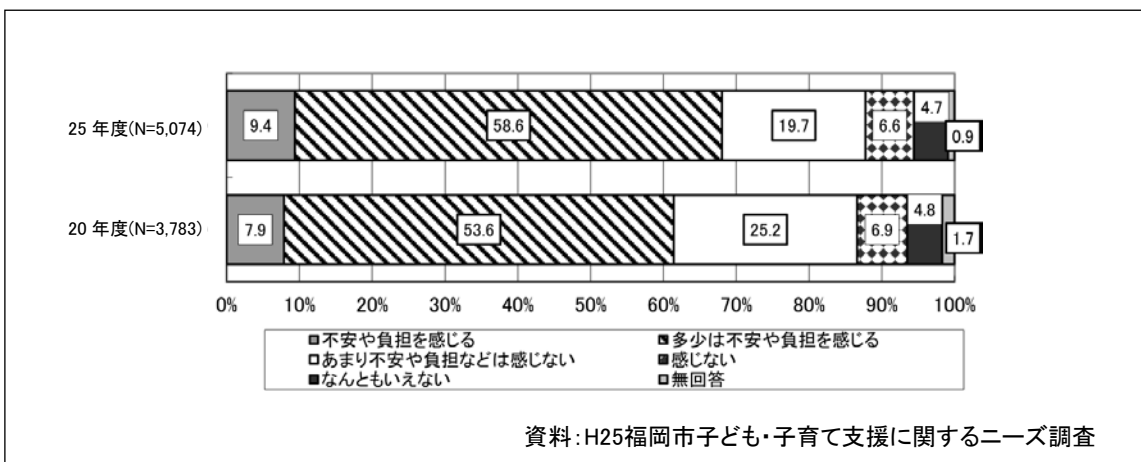
① 子育ての楽しさ（乳幼児の保護者）

子育てを楽しんでいると感じる人（「大変楽しい」と「楽しいことが多い」の合計）は全体の 89.5% となっており、前回調査と比べ 3.1 ポイント増加しています。



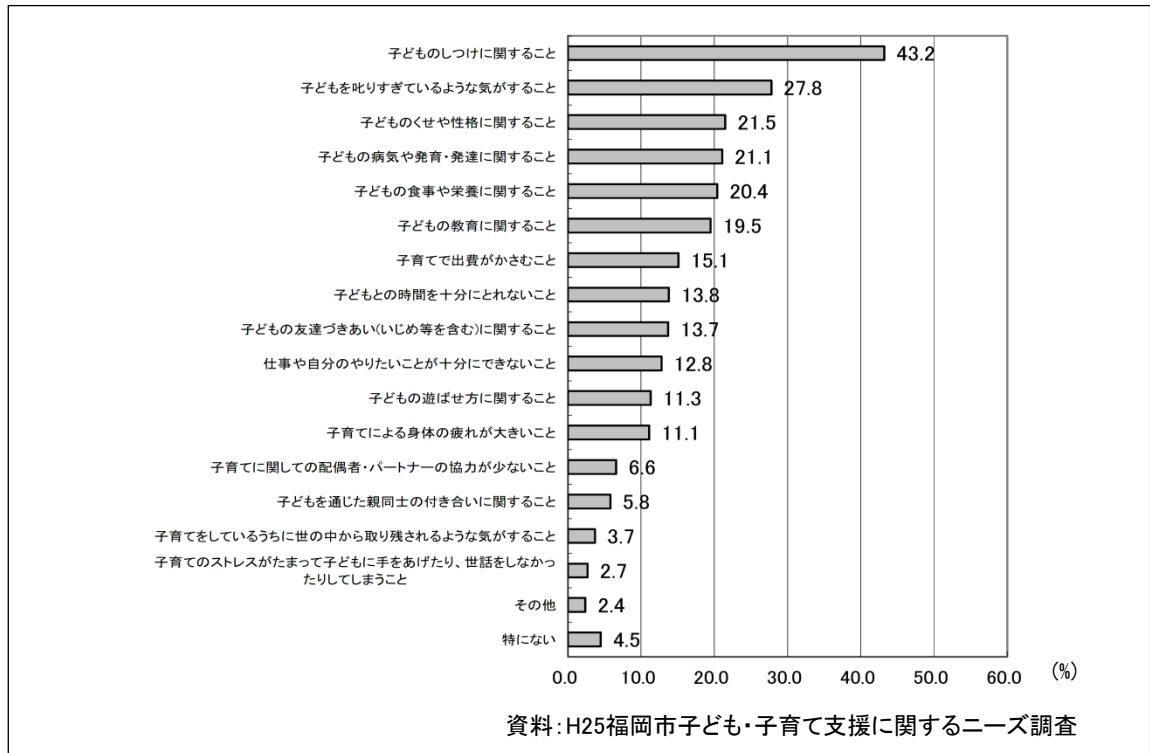
② 子育てへの不安・負担感（乳幼児の保護者）

子育てに不安や負担を感じる人（「不安や負担を感じる」と「多少は不安や負担を感じる」の合計）は全体の 68.0% となっており、前回調査と比べ、6.5 ポイント増加しています。



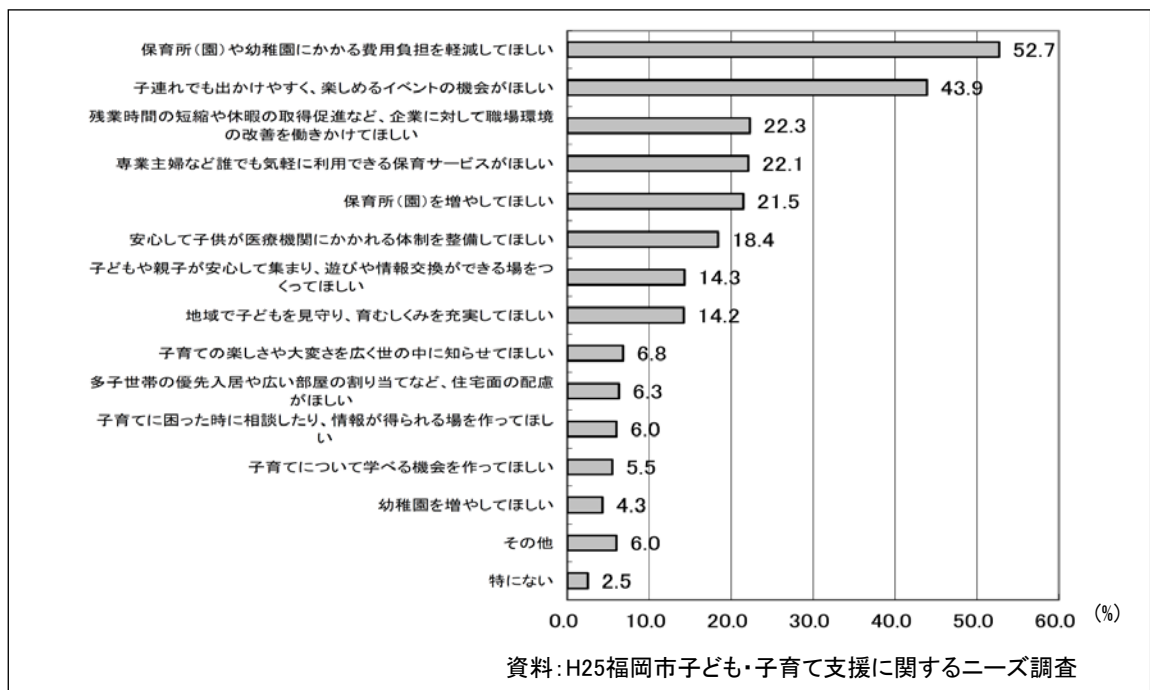
③ 子育ての悩み（乳幼児の保護者）

子育てに関して日常悩んでいること、気になることとしては、「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どものくせや性格に関する」「子どもの病気や発育・発達に関する」となっています。



④ 充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者）

充実してほしい子育て支援については、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」「保育所（園）を増やしてほしい」となっています。

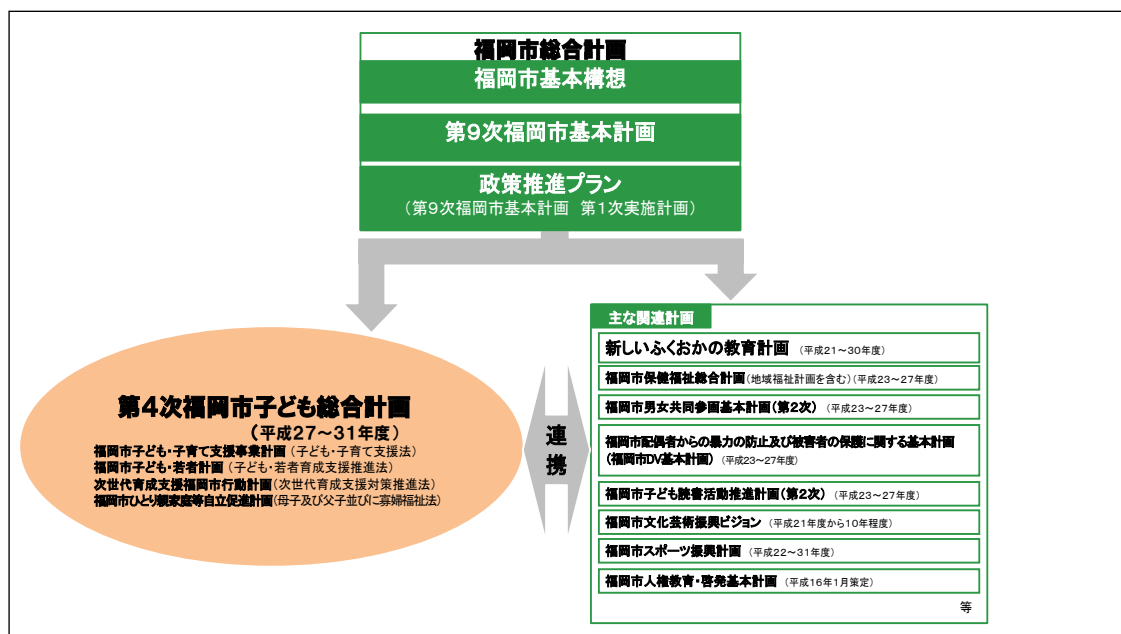


5 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

- この計画は、「福岡市総合計画」などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」として位置づけます。
- この計画の実施に当たっては、「新しいふくおか教育計画」や「福岡市保健福祉総合計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との整合と連携を図ります。

図 「第4次福岡市子ども総合計画」の位置づけ（イメージ）



(2) 計画期間

2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで

(3) 計画の対象

この計画は、すべての子ども・若者*1 と子育て家庭*2、市民、地域コミュニティ、事業者*3、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

*1) この計画では、「子ども」「若者」については、「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用います。

・子ども＝乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者

・若者＝思春期、青年期（おおむね18歳から30歳未満）の者

*2) 子育て家庭＝子どもを育成し、または育成しようとする家庭

*3) 事業者＝企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育に関わる事業者、NPO法人など

(1) 基本理念

子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。

子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

～ めざすまちの姿 ～

- 一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもたちが、かけがえのない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。
- 子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境の中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。
- 将来に夢や希望を描きながら、子どもや若者が、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。
- 地域では、隣近所の住民や、自治協議会をはじめとする地域コミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

子ども・若者は…

- ・自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。
- ・たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

子育て家庭は…

- ・保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

事業者は…

- ・それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。また、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

行政は…

- ・すべての子どもと若者、子育て家庭を、きめ細かに支援しています。また、社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組を推進しています。

(2) 基本的視点

■視点1 すべての子どもの人権の尊重

子どもが、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障する必要があります。子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの人権を尊重することが大切です。

■視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、すべての子ども、すべての子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。特に、児童虐待などの問題を抱える家庭や、子どもの養育が困難な家庭、ひとり親家庭、障がいのある子ども、不登校、ひきこもりなどの子どもなどに対しては、きめ細かに支援を行っていくことが重要です。

■視点3 地域力による家庭の子育て力の向上

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立が深刻な問題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親としても成長できるよう、地域のさまざまな人が関わりながら、家庭の子育て力を向上させていくことが大切です。

■視点4 子ども・若者の健やかな成長

子ども・若者は、やがて大人へと成長し、次代の親となっていきます。子ども・若者が健やかに成長し、社会の一員として、自分の意思で責任を持って行動する自立した大人に成長できるよう、支援することが大切です。

■視点5 社会全体での支援

子どもや子育てをめぐるのは、多様な保育サービスの充実や、男女が共同で子育てを行う意識の醸成、働きやすい職場環境づくりなどが求められています。行政、市民、地域コミュニティ、事業者、学校、大学、NPOなど、さまざまな主体が共働して、それぞれの役割を果たしながら、課題の解決に取り組み、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくことが大切です。

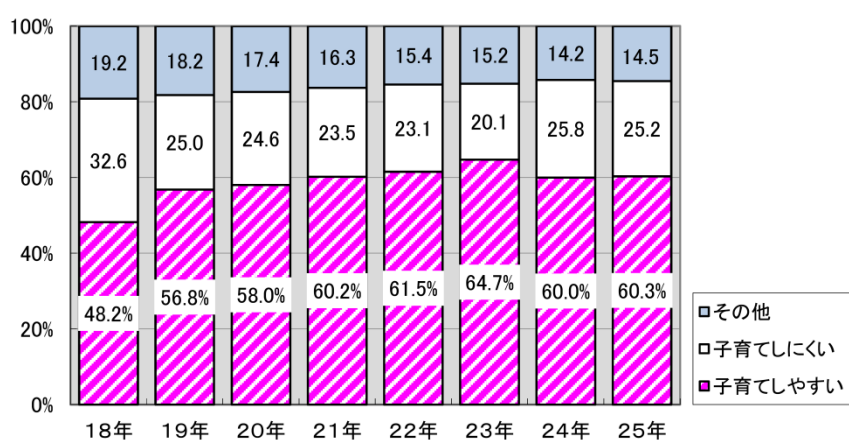
(3) 総合的な成果指標

「福岡市の子育て環境満足度」

福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合

総合的な成果指標	現状値 (26 年度末)	目標値 (31 年度末)
福岡市の子育て環境満足度	60.3% (25 年度)	70%

●福岡市の子育て環境満足度



資料:福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

(4) 基本目標

次の3つを「基本目標」とし、子どもに関する施策を体系的に、また総合的・計画的に推進します。

- 目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 目標 2 安心して生み育てられる環境づくり
- 目標 3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

子どもに関わるすべての人がさまざまな形で連携し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進します。

●全市での推進

2013（平成 25）年 9 月、子ども・子育て支援法の施行などを踏まえ、児童福祉をはじめとする子ども施策を総合的に推進するため、「福岡市こども・子育て審議会」を設置しました。この審議会は、「児童福祉審議会」と「次世代育成支援推進協議会」を統合再編したもので、学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者、子どもの保護者、子どもの育成に関わる団体の代表者、事業主の代表、労働者代表などで構成されています。

この審議会において、関係団体・機関などが協議し、連携しながら、計画を推進します。

●子ども行政の推進

子どもに関する施策は、教育、保健福祉、地域コミュニティ、住まいづくり・まちづくりなど、市政のさまざまな分野にわたっています。こども未来局と教育委員会、保健福祉局など、関係部署がしっかりと連携しながら、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進します。

●地域での連携

地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくため、自治協議会をはじめ、自治会・町内会、公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPO法人などが、相互に協力・連携しながら、地域における活動を推進します。

(2) 実施状況の点検・評価

毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。

また、社会の状況の変化などに応じて、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行います。

第2章 計画各論

3つの基本目標について、それぞれ、「前計画での取組と成果」「現状と課題」「施策の方向」「成果指標」「事業目標」を記載するとともに、各施策の取組内容と主な事業を記載しています。

【成果指標】

- ・計画期間の最終年度である 2019（平成 31）年度を目標年次とし、それまでに達成すべき目標値を設定しています。

【事業目標】

- ・子ども・子育て支援法に基づく事業目標：
2019（平成 31）年度を目標年次とし、各年度の目標値を設定しています。
- ・福岡市が独自に定める事業目標：
2019（平成 31）年度までに達成すべき目標値を設定しています。

【主な事業】

- ・施策ごとに、主な事業を記載しています。
- ※ 「主な事業」は、この計画に基づいて実施する事業の中から、主なものを挙げたものです。事業全体については、この計画に附属するものとして、毎年度、一覧表を作成し、公表します。

目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

前計画での取組と成果

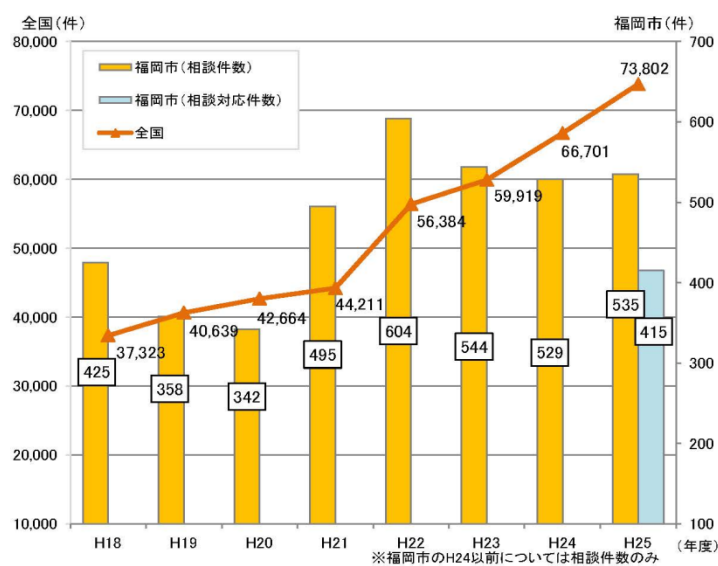
- 児童虐待に関する相談の増加に対応するため、「こども総合相談センター」（児童相談所）の体制強化や、「子ども家庭支援センター」の開設などによる休日・夜間の支援体制の充実に取り組みました。また、各区役所（保健福祉センター）での乳幼児健康診査の未受診児対策など、児童虐待の未然防止に取り組んできました。
- 虐待や経済的困難など、さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもの養育（社会的養護）については、国の「里親委託ガイドライン」（平成 23 年 3 月）に「里親委託優先の原則」が明記されたことも踏まえ、里親制度の拡充やファミリーホームの増設を進めてきました。その結果、里親等への委託率は、政令指定都市で最も高い水準となっています。また、児童養護施設における専門的なケア機能の強化や、自立援助ホームの増設、退所児童のアフターケアなどにも取り組んできました。
- 障がい児施策については、東部療育センターを開所するなどの取組を進めてきました。
- 「不登校対応教員」やスクールソーシャルワーカーの増員、各学校の判断に応じた中学 1 年生での少人数学級の実施などに取り組んだ結果、不登校の児童生徒は減少しています。

現状と課題

- 児童虐待、ひきこもり、いじめ・不登校など、子どもに関する相談が数多く寄せられています。特に、児童虐待に関する相談件数は、2010（平成 22）年度をピークに緩やかに減少しているものの、依然として高い水準にあります。また、個々の相談の内容が複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。
- 予期しない妊娠が児童虐待のリスク要因の一つとなっており、その対策が求められています。
- 社会的養護を必要とする子どもを家庭的な環境の中で養育するため、里親制度のさらなる拡充が求められています。
- 虐待や発達障がいなどによる二次障がいに対応するための専門的なケアが必要となっています。
- 「心身障がい福祉センター」などを新規に受診する障がい児が増加しています。特に、発達障がいに関する相談は、10 年前の約 3 倍に上っており、さらなる療育体制の整備が急務となっています。
- いじめの発生率は、国や県に比べて低い数値で推移してはいるものの、さらに対策を強化していく必要があります。
- 全国的に、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加しており、自立に向けた支援が求められています。
- 子どもの貧困率が全国的に高い水準にあるなど、子どもの貧困に関する状況が深刻化しています。貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、対策を強化する必要があります。

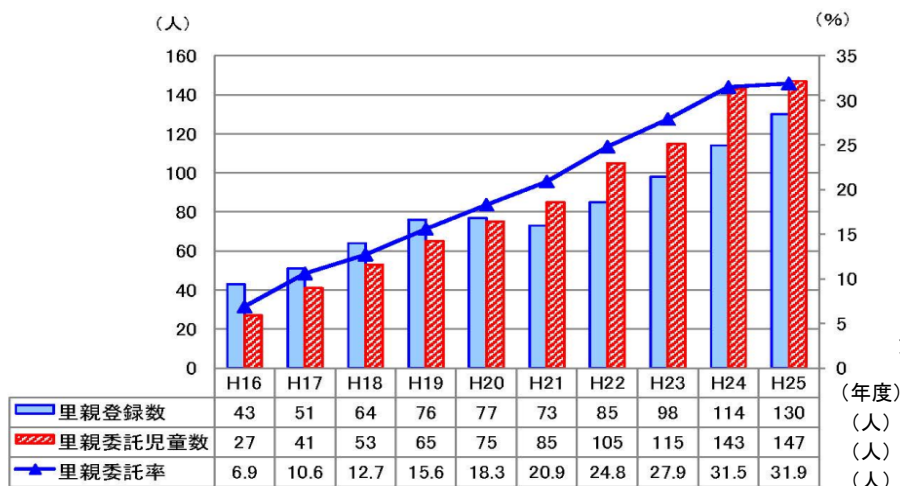
[目標1] 関連データ

●児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



資料:福岡市こども未来局

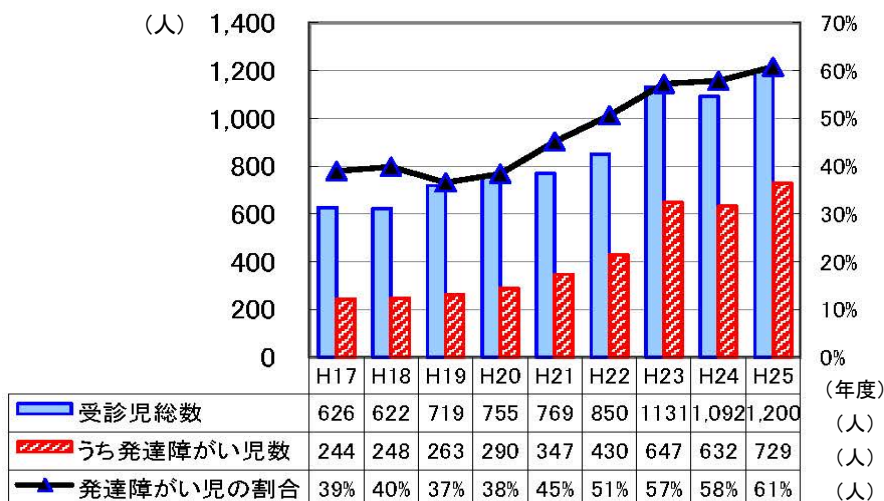
●里親等委託率の推移



資料:福岡市こども未来局

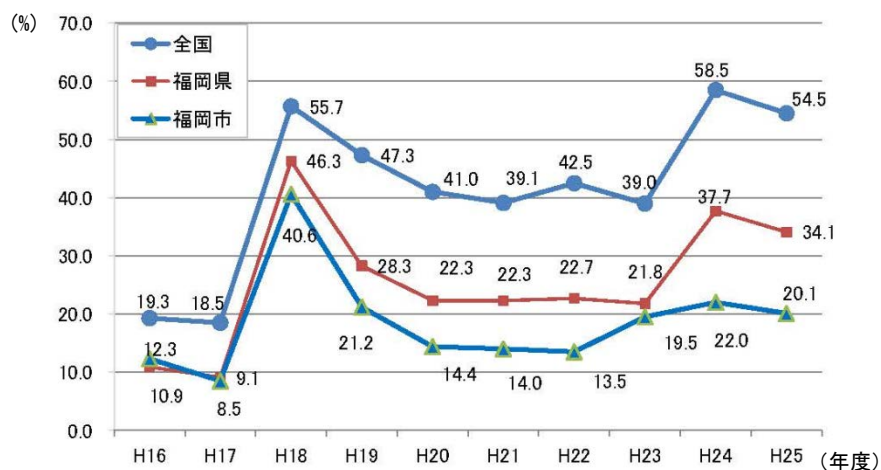
※里親等委託率＝児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合

●福岡市心身障がい福祉センター等における新規受診児数の推移



資料:福岡市こども未来局

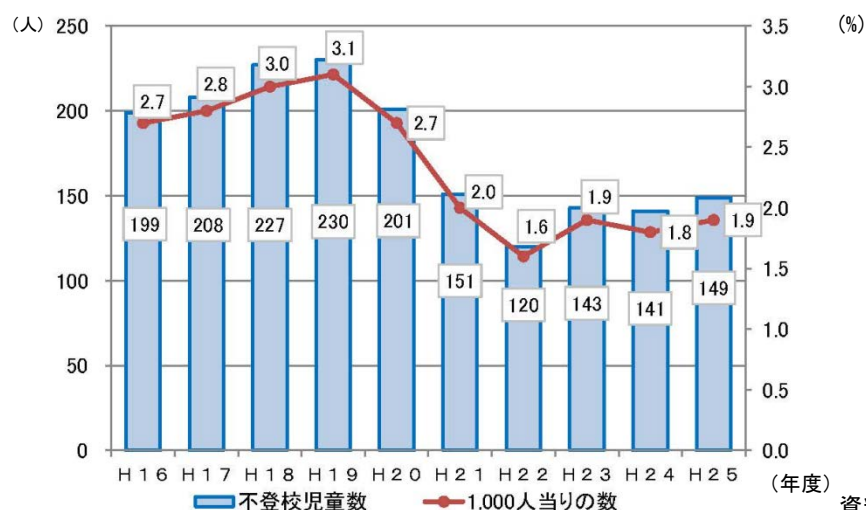
●いじめの発生率等の推移（公立小中学校）



資料：福岡市教育委員会

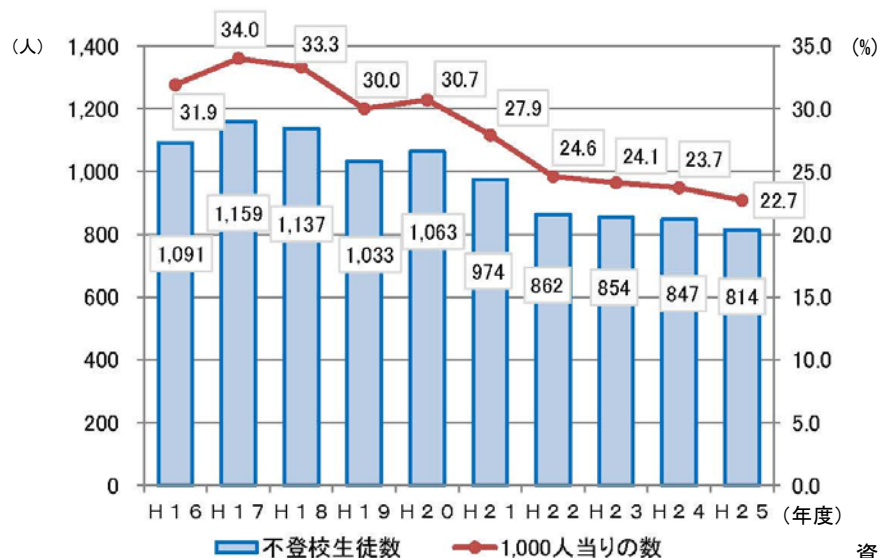
●不登校児童生徒数の推移

【小学生】



資料：福岡市教育委員会

【中学生】



資料：福岡市教育委員会

施策の方向

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取扱いなどから保護されるよう、家庭、学校、地域コミュニティ、事業者、NPOなどと連携し、社会全体での取組を推進します。

子どもに関するさまざまな問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待の防止や、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、障がい児の支援、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援を行います。また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。

【成果指標】

成果指標		現状値 26年度末	目標値 31年度末
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		78.1% (25年度)	80%
子どもの自尊感情 (自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合)	小学校	74.4% (25年度)	85% (30年度)
	中学校	68.2% (25年度)	80% (30年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)		31.9% (25年度)	40%
「不登校児童生徒」の人数		963人 (25年度)	822人 (30年度)

【事業目標】 子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 (養育支援訪問事業)	見込み	支援人数 (人)	172	186	201	215	226	237
	確保方策	支援体制 (人)	80	80	90	90	100	100
			こども総合相談センター・区保健福祉センターにおける実施体制					

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】 福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26年度末	目標値 H31年度末
子ども家庭支援センター	設置数	1	2 *
児童養護施設等ケア単位の小規模化	施設数	1	2
ファミリーホーム	施設数	12	16
自立援助ホーム	施設数	1	3
児童心理治療施設	施設数	0	1
若者のぷらっとホームサポート事業	実施箇所数	6	7
子ども・若者の活躍の場プロジェクト	参加団体数	5	10

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

* 「子ども家庭支援センター」については、今後の状況に応じ、さらなる増設を検討する。

1 子どもに関する相談・支援体制の充実

子どもに関する相談の増加や、問題の複雑化・深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、市の相談機関の中核である「こども総合相談センター」と、区役所や地域、学校、「子ども家庭支援センター」における相談体制などの総合的な充実強化を図ります。

(1) こども総合相談センターの充実

- こども総合相談センターでは、問題が深刻化する前に子どもや保護者などが気軽に相談できるよう、24時間の電話相談や女の子専用の電話相談など、総合相談窓口としての機能の充実を図ります。
- 児童虐待や非行、発達上の問題や、思春期、いじめ・不登校の問題、養育環境に関することなど、さまざまな相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門性の強化や、弁護士資格を有する職員の配置などにより、必要な体制を確保します。また、遊戯療法・家族療法などの心理ケアや、家庭訪問、一時保護、グループ援助など、さまざまなプログラムを活用し、専門的な相談・支援機能の充実を図ります。
- 心身障がい福祉センター、療育センター、発達教育センターをはじめとする相談・支援機関や、医療機関などとの相互的・有機的な連携を強化し、子どもに関するさまざまな問題に対して、保健・福祉・教育の視点から一体的・継続的な支援に取り組みます。
- 虐待などの深刻な問題に適切に対処するとともに、一時保護や施設入所などの措置の客観性・専門性を担保するため、福岡市こども・子育て審議会の「処遇困難事例等専門部会」の意見を踏まえて措置の決定を行うなど、子どもの最善の利益を確保します。

(2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実

- 区役所（保健福祉センター）では、市民に身近な相談窓口として、保護者が不安や悩みを気軽に相談できるよう、体制・機能の充実を図ります。また、こども総合相談センターや子ども家庭支援センターと連携しながら、保健師、助産師、保育士、心理士、家庭相談員など、職員の専門性を生かした相談・支援を行います。
- さらに、地域においては、民生委員・児童委員や主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの機関と連携し、より身近な場所での相談・支援を強化します。
- 学校においては、教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが十分に連携し、子どもに関する問題の早期発見・早期対応に努め、深刻化を防止します。

(3) 子ども家庭支援センターの充実

- 子ども家庭支援センターでは、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）を補完する窓口として、休日と夜間に、家庭からの相談に応じた支援や、子ども総合相談センター・区役所からの要請に応じた支援を行います。
- より身近な場所で気軽に相談ができるよう、新たなセンターの設置を検討します。

(4) 被害に遭った子どもの支援

- 事件や事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校、こども総合相談センターなどの機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族などを支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
総合相談機能の充実	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
子ども家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
被害にあった子どもの支援	事件、事故、自然災害などに子どもが巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じたときに、子どもの心の支援を実施

2 児童虐待防止対策

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取組を社会全体で推進します。

(1) 未然防止

- 区役所（保健福祉センター）においては、産科医療機関と連携した妊娠期からの支援や、生後間もない乳児がいる家庭を対象とした相談会を行うとともに、新生児訪問指導の訪問家庭を拡大するなど、産後の育児不安が強い時期の支援の強化を図ります。
- 乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握に努め、保健師の訪問などにより、家庭の状況に応じた支援を行います。
- 地域では、民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設など、乳幼児とその家庭を支える取組を推進・支援します。
- 学校や医療機関などと連携し、児童虐待のリスク要因の一つである予期しない妊娠への対策に取り組みます。
- 社会全体で子どもを見守る取組を進めるため、市をはじめ、子どもに関係するさまざまな機関や団体が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた広報・啓発活動を展開します。

(2) 早期発見・早期対応

- 休日や夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認を行う体制の充実を図ります。

- 虐待の早期発見が可能な、医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員などと、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）が、研修の機会などを通じて相互理解を深め、これまで以上に連携しながら、地域で子どもを見守ります。
- 医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例を相互に検討するなどの取組を行い、医療機関における児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）による子どもへの心理的虐待について、「福岡市配偶者暴力相談支援センター」などの関係機関との連携をさらに深め、早期の対応を行います。

(3) 再発防止

- 児童虐待の再発を防止するため、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センターにおいて、被害を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などを継続して行います。
- 保護者が、暴力に頼ることなく、子どもの発達段階に応じて適切に関わる方法を学ぶ“ペアレンティングトレーニング”などに取り組めます。

(4) 関係機関などとの連携による支援

- 福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する市及び区の「要保護児童支援地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の協議などを行い、互いに連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- 地域では、困難を抱える家庭を身近なところで見守り、支援するためのネットワークの構築に努めます。

(5) 重篤事例の検証

- 虐待による死亡など、子どもが著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会の「権利擁護等専門部会」において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもや親のケアなど児童虐待の再発防止などの取組を実施
乳幼児健康診査・母子保健訪問指導（再掲）	乳幼児対象の総合的健康診査により健康管理の向上を図るとともに、妊娠、出産、育児に関する母親の不安を解消するための母子保健訪問指導を実施
虐待防止等強化事業	区保健福祉センター職員を対象とした虐待対応の専門的な研修、区における虐待防止の広報啓発、養育支援訪問事業などを実施
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに関わる団体で構成する子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施

D V相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関との連絡調整、相談員などの研修、D V防止啓発などを実施
要保護児童支援地域協議会	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施

3 社会的養護体制の充実

さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを、家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する“家庭養護”を推進します。また、児童養護施設などにおいても、家庭的な養育環境を整えるため、施設の小規模化などを進めます。

また、虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて、専門的なケア機能の強化や家庭を支援する機能の充実を図ります。

さらに、施設を退所した子どもの自立を支援する体制の充実を図るとともに、児童養護施設などに入所している子どもの権利養護を推進します。

(1) 里親等委託（家庭養護）の推進

- 里親等委託の優先を原則として、新規里親の開拓に引き続き取り組むとともに、ファミリーホームの増設を行い、里親等への委託率の向上を図ります。
- こども総合相談センターと子ども家庭支援センターが共同で、里親に対する研修を計画的に行います。また、里親に悩みごとが生じた場合に、児童養護施設などに配置されている「里親支援専門相談員」、子ども家庭支援センターなど、里親が複数の相談先を選べる体制をつくるなど、里親への支援の充実を図ります。

(2) 施設機能の強化

- 児童養護施設などの小規模化及び家庭的養護の推進に関する国の方針を踏まえ、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、児童養護施設などのケア単位の小規模化を着実に促進します。
- 専門的なケアを必要とする児童のため、入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”を設置するとともに、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などの職員の専門性強化に向けた検討を進めます。

(3) 家庭支援機能などの充実

- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センター、児童養護施設、里親などの十分な連携を図り、親子関係の再構築に向けた支援を充実します。
- ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。〔目標 2-1 (3) の再掲〕

(4) 自立支援策の充実

- 施設に入所している子どもの退所後を見据え、自立に向けた支援を計画的に行うとともに、退所後の居場所や互いに助け合える自助グループの形成を促進します。

- 自立援助ホームなどの充実を図るとともに、児童養護施設や自立援助ホームなどを退所した児童について、他の施策との連携を踏まえ、支援策を検討します。

(5) 人材の育成

- 社会的養護の質を確保するため、研修などにより人材の育成を図るとともに、施設職員の採用の仕組みについて検討を行います。

(6) 子どもの権利擁護の推進

- 児童養護施設などに入所する子どもの権利を擁護するため、施設の第三者評価などを引き続き実施するとともに、入所している子ども専用の相談電話や冊子（権利ノート）の活用について周知を図ります。また、弁護士や小児科医など専門性を有する第三者チームが定期的にかつ積極的に子どもの声を聞く仕組みづくりを検討します。
- 親権者がいない子どもの福祉のため、必要に応じて未成年後見制度を活用します。

【主な事業】

事業名	事業概要
里親制度推進事業	NPO などとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施
ケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化を促進
子ども家庭支援センター〔再掲〕	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施
退所児童等アフターケア事業	児童養護施設退所者などに対し、地域社会における社会的自立の促進に向け、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換などを行う自助グループ活動支援などを実施

4 障がい児支援

障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実を図ります。

また、近年、特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児とその家族への支援の充実に努めます。

注）ノーマライゼーションとは：障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すという理念。そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。

(1) 早期発見・早期支援

- 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に努めます。
- 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組みます。

(2) 療育・支援体制の充実強化

- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、障がい児の通園施設や放課後等デイサービスなどの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。
- 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行うとともに、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援や、障がい児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより、障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。
- 学校と行政、事業者などが連携し、就労に向けた取組を推進します。

(3) 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、障がいの特性を踏まえた相談や一貫した支援を行います。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する「発達障がい者支援協議会」などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
障がい児施設による通園療育	就学前の知的障がい児・肢体不自由児を通園させ、訓練・保育などの療育を実施
障がいのある児童が通う療育施設の整備	発達障がい児の通園希望の増加に伴い、待機児が発生していることを受け、市有地貸与による民設民営施設を1か所整備（平成27年4月開所予定）
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク（夢ふくおかネットワーク）において、関係団体・機関などとの連携を図り、生徒の自立と社会参加を進め、企業などへの就労を促進
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい児（者）及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」を設置し、関係機関と連携を強化

5 子ども・若者の支援

思春期は、子どもから大人への移行期であり、心も体も大きく成長する時期です。特有の不安や悩み、ストレスも大きくなることから、思春期の子どもに対する相談体制を充実します。

また、いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実を図るとともに、自立に向けた取組を推進します。

(1) 思春期の保健・健康教育の充実

- 思春期を迎える子どもに、家族のふれあいの大切さや、親の役割、正しい性知識や生命の尊さを伝えるため、学校や区役所（保健福祉センター）において、乳幼児とのふれあいの機会などを提供します。
- 近年、特に低年齢化している薬物乱用やエイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行い、家庭や地域における取組を支援します。
- 10代の人工妊娠中絶の実施率が高い状況にあることから、関係機関と連携し、予期しない妊娠の予防に取り組みます。
- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）における電話や窓口での相談など、子ども自身や保護者などからの相談体制を充実します。

(2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援

- 学校や教育委員会、こども総合相談センター、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。
- いじめは、どの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行います。また、児童生徒がいじめについて考え、主体的に取り組むことで、いじめを許さない学校づくり、学級集団づくりを行い、家庭・地域とともにいじめの撲滅に努めます。
- 不登校などの原因の一つともいわれる“中1ギャップ”に的確に対応するため、各学校の判断に応じて、中学1年生での少人数学級を実施します。また、不登校の児童生徒に専任で対応する「不登校対応教員」や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するなど、不登校の児童生徒に対する支援を充実します。

(3) ひきこもりの子ども・若者への支援

- ひきこもりの傾向がある子ども・若者については、集団で活動する場を提供する“集団支援”や、訪問相談員の派遣など、自立に向けた支援を行います。
- 成人期のひきこもりについては、相談事業や集団支援により、対人関係の改善や社会参加を支援します。
- 保護者会・家族会を開催するとともに、関係機関・団体と連携し、支援の強化を図ります。

(4) 子ども・若者の自立支援

- 子ども・若者の自立心や社会性を養うため、中高生などが気軽に立ち寄り、自由に過ごせるフリースペースを提供します。また、地域で若者の居場所を運営するNPOなどを支援し、子ども・若者が健やかに育つ環境づくりを進めます。
- 非行などの問題を抱える児童生徒の居場所をつくり、学習などの支援を行います。
- 非行やひきこもりなどの子ども・若者が、立ち直りや就労などに向けた第一歩を踏み出す機会として、農業などさまざまな就労体験の場の充実を図るとともに、関係機関・団体、事業者などと連携し、自立に向けた支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
ティーンエイジャー教室	小・中学生、高校生などに対して将来親となるために必要な保健知識の学習機会を提供することで母性・父性の健全育成を図る
薬物乱用防止啓発事業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、「薬物乱用防止啓発イベント」や「薬物乱用防止街頭キャンペーン」を実施
中学校1年生における少人数学級の実施	個人に応じたきめ細かな指導により、確かな学力の向上、「中1ギャップ」への対応、不登校の予防などを図るため、学校選択制による1学級35人以下の少人数学級を実施
不登校対応教員の配置	不登校・不登校傾向のある児童生徒に適切な指導・支援、校内適応指導教室の運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、不登校児童生徒への対応に専任的に従事する不登校対応教員を配置
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-Uアンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施
適応指導教室の運営 (サテライト事業を含む)	心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に、個別面接や集団生活への適応指導を組織的・計画的に行うことにより、早期の学校復帰や社会的自立を支援
スクールカウンセラー活用事業	子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを市立の中学校・高等学校へ配置し、学校の教育相談体制を充実・強化
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする問題を解決するために、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業（不登校よりそいネット）	教育委員会とNPOとの共働事業「不登校よりそいネット」において、子どもの不登校に悩む保護者などからの問い合わせに対応する「不登校ほっとライン」や、「不登校の悩み語り合いませんか」などの保護者支援事業を実施
思春期ひきこもり等相談事業	思春期後半のひきこもり、またはひきこもり気味の子どもの状況を改善するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施（おおむね20歳未満を対象）
思春期集団支援事業	心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに、自立に向けた場を提供し、専門的な集団支援を実施

ひきこもり地域支援センターの運営 (地域思春期相談事業)	大学との連携により思春期のひきこもり地域支援センター「ワンド」において、ひきこもり状態にあるおおむね 15 歳から 20 歳のひきこもりなどを対象に、大学構内のフリーなスペースによる集団支援と本人・家族への相談・支援を実施
成人期ひきこもり地域支援センター事業	成人期ひきこもり者の支援を充実するため、支援の核となる「よかよかルーム」において、相談支援体制を確保するとともに、ひきこもり本人の自立の相談・支援を実施（おおむね 20 歳以上を対象）
若者のぷらっとホームサポート事業	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所の提供や若者の居場所を運営する団体への支援を行い、若者の自立心や社会性の醸成と健全育成を推進
遊び・非行型の不登校児童の居場所づくり事業	学校復帰を目的として、“遊び・非行型”の不登校児童生徒の居場所をつくり、退職教員による学習指導などの立ち直りの支援を実施
子ども・若者活躍の場プロジェクト	非行・ひきこもりなど、困難を有する若者が、農業体験などを通して立ち直りなど支援や就労などに向けた第一歩を踏み出す機会を創出

6 子どもの貧困対策

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、さまざまな方面から、国や県とも密接に連携しながら、市の関係部局が連携して取り組みます。

(1) 教育の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援、教育費の援助、進学などの支援などに取り組みます。

(2) 生活の支援

- 貧困の状況にある子どもと保護者が抱える生活上のさまざまな問題に関する相談・支援に取り組むとともに、子どもの将来の社会的・経済的自立を支援します。
- 子どもと保護者が、社会的な孤立に陥ることなく、必要な支援を受けられるよう、関係部署が連携して取り組みます。

(3) 保護者に対する就労の支援

- 保護者の自立と生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を支援するなど、保護者の就労を支援します。

(4) 経済的支援

- 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて、各種手当の支給や助成、サービスの利用料の減額・免除などの経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業[再掲]	教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る
子どもの学びと居場所づくり事業	「家」と「学校」に自分の居場所や学習環境がなく、学習が遅れているという課題を抱えた主に生活保護家庭の子どもに、「学び」と「社会とのつながり」のための居場所を提供し、学習支援と生活や進路などに関する相談対応、助言・指導を実施
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童生徒または普通学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒について、その就学の特殊性を考慮し就学費の一部を補助することによって保護者の経済的負担を軽減し、併せて特別支援教育の振興を図る
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援
子どもの健全育成支援事業	主に生活保護家庭の有子世帯に対し、学校など関係機関との連携を図りながら、家庭が抱える様々な課題への取組や、子どもの就学や進学に係る相談・支援を行い、将来における社会的・経済的自立を支援
市営住宅の優先入居	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯等に対する優遇制度を実施。また、一定の要件に該当するひとり親家庭や子育て世帯については、入居申込みを随時受け付ける制度を実施
ひとり親家庭への支援 [再掲] ※各事業の詳細は 42 ページ参照	ひとり親家庭ガイドブックの発行、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センターにおける生活相談・就業相談・法律相談・就業支援講習会・自立支援プログラム策定事業等、男女共同参画推進センターにおける法律相談、セミナー、市営住宅の優先入居、母子生活支援施設における自立支援、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成

7 子どもの権利の啓発

子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人はもちろん、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会をとらえて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

また、外国籍などの子どもを含むすべての子どもが、互いの文化を尊重し、違いを認め合いながら、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。さらに、日本語を母語としない子どもが、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
学校・保育所などでの人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、様々な人権問題に取り組む実践的な行動力を育成
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施

8 子どもの社会参加の促進

すべての大人が、子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくりや子どもに関係する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努めます。

また、子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもの夢応援事業	子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施のため、活動経費の一部を助成し、より多くの人の参加を促進
公園再整備事業 [再掲]	都市公園等の再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進
身近な公園整備事業 [再掲]	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進

目標 2

安心して生み育てられる環境づくり

前計画での取組と成果

- 保育需要の急増に対応するため、集中的に保育所整備を行った結果、平成 26 年度当初の時点で待機児童の解消を実現しました。また、延長保育、病児・病後児デイケア、一時預かりなど、多様な保育サービスの充実に取り組んできました。
- 妊婦健康診査の検査項目の拡充や、乳幼児の健全な発達を支援するための親子教室の全区への拡大など、母親と子どもの健康づくりに向けた施策の拡充を図りました。
- ひとり親家庭に向けては、就業への助言などを行う「自立支援プログラム員」を配置したほか、児童扶養手当の支給対象を父子家庭へも拡大するなど、支援の充実に取り組みました。
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するとともに、“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”を推進し、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みました。

現状と課題

- 共働き家庭の増加や転入者が多いことなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。子どもの年齢ごと、地域ごとのニーズや特性を考慮し、きめ細かに対応していくことが必要です。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要となっています。また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアの拡充が求められています。
- 4 か月児の健康診査時に実施するアンケートで、「育児は楽しい」と答えた母親の割合が増加する一方、「育児に心配がある」と答えた母親の割合も増加しています。安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要となっており、特に、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援が求められています。
- 生活習慣病に罹患する子どもが増加しており、健康づくりに関する、妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。
- 非正規雇用で働く人の割合の上昇や、ひとり親家庭の増加などにより、経済的支援が必要な家庭が増えています。
- 育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後さらに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。